

# 全国ソーシャルケア連盟規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本連盟は、全国ソーシャルケア連盟と称する。

### (事 務 所)

第2条 本連盟は、事務所を北海道札幌市に置く。

### (目 的)

第3条 本連盟は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士（以下、「福祉専門職」とする）の社会的地位の向上と国民の福祉の向上を図るために必要な政治活動を行うことを目的とする。

### (活 動)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 福祉専門職の発展を期するための政治活動
- (2) 国民の福祉の向上に期する政治活動
- (3) その他、(1)や(2)に関連する政治活動

### (組 織)

第5条 本連盟は、個人を会員として組織する。

2 本連盟の目的に賛同するものは、所定の入会申込書を本連盟に提出し役員会の承認を得て会員となることができる。

### (会員名簿)

第6条 本連盟に、会員名簿を備える。

2 会員名簿には、会員の氏名と自宅住所、その他本連盟が必要とする事項を記載する。

## 第2章 役 員

### (役 員)

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 3人以上10人以内
- (3) 会計監事 2人
- (4) その他必要な役員を置くことができる。

### (役員を選任)

第8条 会長は、大会において選出する。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 会計監事は、大会において選出する。

### (役員職務)

第9条 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、後任の会長が選任されるまで、会長の職務を行う。また、副会長の内のひとりが会計責任者とする。

3 会計監事は、本連盟の活動及び会計の執行状況を監査し大会に報告するほか、会議に出席してその職務に関し意見を述べるることができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、選任された大会終了のときに始まり、就任後第2回目の定期大会終了までとする。ただし、補欠によって選任された者は前任者の残任期間とする。なお、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員任期の特例)

第11条 前条の規定にかかわらず、大会において解任の決議があったときは、当該役員任期は終了するものとする。

### 第3章 会 議

(会議の種類)

第12条 本連盟の会議は、大会および役員会とする。

(大会の開催)

第13条 大会は、定期大会及び臨時大会とする。

2 定期大会は、毎年6月に開催する。

3 会長が必要と認めたとき、および会員の3分の1以上から大会開催の要求があったときは、臨時大会を開催する。なお、会長は、会員の3分の1以上から大会開催の要求があったときは、1月以内に臨時大会を招集しなければならない。

(大会の構成)

第14条 大会は、本連盟の最高議決機関とし、会員をもって構成する。

(大会の議事)

第15条 大会は、会員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 大会の議長及び副議長は、その都度、その大会に出席した会員のなかから選任する。

3 会員で大会に出席することができない者は、あらかじめ、大会の議案について賛否を記載した書面を提出することにより議決権を行使することができる。この場合、当該書面に賛否の記載のないものは、賛成したものとみなす。

4 前項の規定による書面は、本連盟へ提出することによって、その効力を発するものとする。

5 第3項の規定により賛否を記載した書面を提出した者は、第1項の規定の適用については、大会に出席したものとみなす。

6 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(大会の議決事項)

第16条 大会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会長及び会計監事の選任
- (2) 活動方針及び活動報告の承認
- (3) 規約の改正
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) その他会務に関する重要事項

(大会の運営)

第17条 大会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第18条 役員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 役員会は、会長、副会長、その他の役員をもって構成する。

3 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 大会において議決した事項の執行に関すること。

- (2) 大会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 規約の執行に必要な細則等の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他大会の議決を要しないものうち重要な会務の執行に関すること

(書面又はオンライン形式による会議の開催)

第18条の2 会長は、大会および役員会について、次の各号のいずれかに該当する場合には、書面又はインターネットを通じた映像及び音声を使用するオンライン形式により会議を開催することができる。

- (1) 緊急を要する事項について、会議の議決が必要な場合
- (2) 自然災害や感染症の感染拡大等により、集合して会議を開催することが困難な場合

2 会長は、自然災害が発生した場合又は感染症の感染拡大が懸念される場合等、幹事会又は常任幹事会について、集合による開催に加えて、書面又はインターネットを通じた映像及び音声を使用するオンライン形式を併用して開催することができる。

## 第4章 活動及び会計

(活動年度及び会計年度)

第19条 本連盟の活動年度及び会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(資 金)

第20条 本連盟の経費は、会費および寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(活動方針及び活動報告並びに予算及び決算)

第21条 毎事業年度の活動方針及び活動報告並びに予算及び決算は、大会の承認を得なければならない。

(予算決定前の支出)

第22条 会長は、予算が大会の承認を得るまでの間、通常の会務を執行するために必要な経費の金額に限り支出することができる。

## 第6章 事務局

(事務局)

第23条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

## 第7章 補 則

(規約の変更)

第24条 この規約の改廃は、大会の議を経て行うものとする。

(細則等の制定)

第25条 この規約の施行について必要な事項は、細則等で定めることができる。

2 細則等の制定及び改廃は、役員会の議を経て会長が定める。

この規約は令和6年1月15日から施行する